

窓の達人

インタビュー

札幌地域労組書記長
鈴木 一氏



相談と組織化で労働運動の再構築めざす

「労組幹部たちは、今さえ、自分たちさえよければいいと考えているようだ。さまざまな労働者のニーズに応えるどころか、既得権益を分けることになるから、応えたくないということだろう」

旧総評の地区労働組合協議会（地区労）時代から、中小・地場やパート労働者などの駆け込み相談にたずさわってきた札幌地域労組の鈴木一書記長の目には、正規雇用・大手中心主義の労働運動が行き詰まっているように映る。辛辣な労組幹部評も、労働運動を再生させなければという強い思いの表れだ。

「派遣労働ホットライン」といったテーマごとの集中相談活動も含め、札幌地域労組で受ける年間の労働相談件数は、約五〇〇件。内容をみると、一時多かつた年功で高賃金の管理職層をターゲットにしたリストラは一段落したものの、非

典型労働の広がりなどを背景に、あらゆる階層への不安定感の拡大が顕在化しつつあるという。

最近、とくに気がかりなのは、「就業形態が多様化する中で、低賃金労働者層が広がりつつある」こと。雇用があっても最賃ラインの賃金が圧倒的に多く、「雇用が創られても、食っていけないのでは意味がない。どうやって生活するのか」という賃金では、税も年金も払えないような状況が生まれ、社会システムの崩壊につながるのではないかと危機感を募らせる。

「こんな流れに対抗できるように労働運動を再構築しなければ」。そのためにも、「組織したメンバーだけの運動ではなく、非典型・未組織労働者などからの労働相談を通じた組合づくりが大きな意味をもつ」というのが持論。相談活動と組織化を運動の両輪と位置づけ、「相談の解決でも、職場復帰を優先させ、やはり組織化をめざす」のが鈴木流だ。

とはいえ、相談がやすやすと組織化に直結するわけではなく、相談だけによる組織化には限界がある。だから相談活動については、「タネを撒くようなもの。会社との交渉経過を広くアピールすることで、今まで労働運動に無関心だった多くの人たちが『そうか、こんなときには労組をつくって聞えればいいのか』と思ってくれればいい。一朝一夕に組織化が進まなくても、将来に向けて拡がっていく芽を残す役割を果たすことが重要だ」と

考えている。さらに、組合組織内の実務能力アップのためにも、相談に応じられる体制を維持・整備することが組織強化の早道だという。

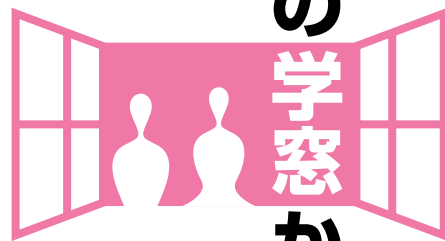
「相談・争議への取り組みが、活動のネットワークを拡げ、全国的な運動の強化にもつながっている」とも感じている。地域ではたらくパート労働者などで構成するコミュニティユニオンの仲間たちとの連携も、相談や争議への支援の中から築き上げてきたものだ。コミュニティユニオンが集い一昨年、新たな産別組織として旗揚げした「全国ユニオン」と、連合への加盟は、運動のネットワーク化の大きな礎となる。

自身が労働運動の世界に入ることになったのも、旧札幌地区労に、当時勤めていた観光バス会社で組合を結成するための相談にいったのがきっかけだった。そのときは、地区労のラフな指導が災いして、会社側の切り崩しにあい、最後は一人残った書記長の鈴木さんが幕引きする皮肉な結末に。だが、これが縁で地区労の専従となった。

この失敗の原体験が役に立っていると感じている。「うまくいっていたら、かえって切実な職場の不安など理解できなかったかもしれない。自分のつくった組合の組合員には、あの悔しさは味あわせたくない」。

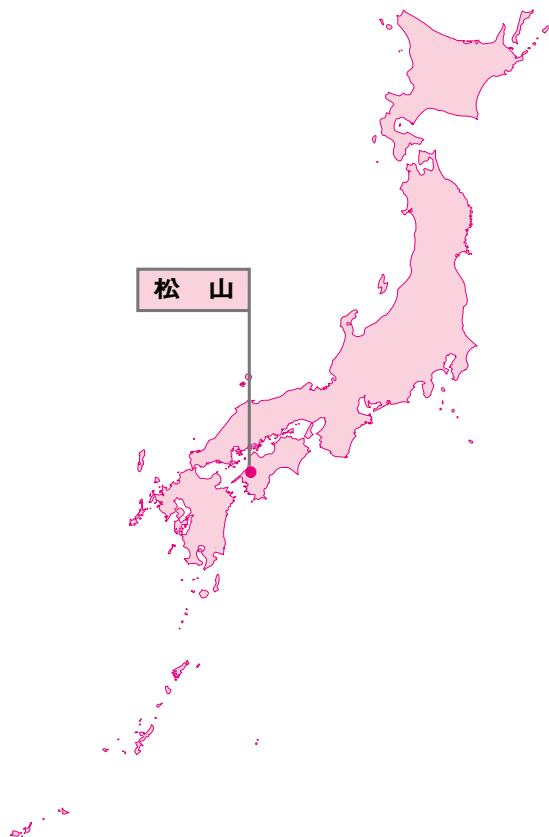
（調査部 主任調査員・郡司正人）

各地の学窓から

職務発明と
賃金制度

松本直樹

(松山大学経済学部教授)



人にやる気を起こさせるにはどうすればよいのか。人を従業員と置き換えれば正に労働経済学や人的資源管理論

の分析対象となる。日本の雇用慣行とされる終身雇用制下における年功賃金制はこの問題に対する一つの解答であ

った。

若年期の未払い賃金は定年まで勤め上げて取り返すことができる。この制度がなければ、他企業において同等の賃金で雇われるのであるから、手を抜きサボった後で転職すればよい。従業員にとって中途退職が不利となり、企業にとっても費用を掛け育てた従業員の離職を防ぎたいことから、高成長、人口増加と相俟って、長期雇用はある条件下ではそれなりの合理性を持つていたと言えよう。

近年、業績を重視する制度へ変更の動きが強まっている。もちろん他方で成果給に対する反論もあるが、少なくとも転職しても能力が過度に下がらず、ある程度個人の業績を把握し易い分野においては、年功制はむしろデメリットの方が大きい。労働市場が流動化し移動が容易になれば、より一層そのデメリットは強まることになる。

昨年より職務発明報奨を巡る訴訟が相次いでいる。特に青色LED特許に関する判決が注目を集め、徳島の日亜化学工業に対し二〇〇億円の支払いが命じられた。原告の開発者中村修二氏は愛媛出身であり、また徳島大学で学んでいたことから、四国にかかわりの深い裁判と言える。

特許法では、企業は特許権を開発者から譲り受け、その見返りとして報奨金を与えるものとされている。従って発明の価値とそれに対する貢献度に応じて金額は異なる。中村氏の主張が正しければ会社側の対応には確かに問題が多い。

しかし一般論としては、一開発者が発明に重要な役割を果たしていたとし

ても、企業側の貢献度はそれ以上に大きいはずである。まして開発はチームで取り組まれるのであるから、一個人の発明誘因を高めても、他のメンバーや企業側の誘因を減じてしまつては元も子もない。特に企業は開発リスクにも晒されている。発明を製品化する過程で開発者に成り代わり発明の成否に関する不確実性のほとんど全てを負っているのである。そもそもこのリスクを個人レベルで負担しきれないからこそ会社制度が意味を持つていとも言える。

何れにせよこの訴訟が技術者の処遇に一石を投じたことは間違いない。特許が企業にもたらす利益と開発者の貢献度の算定を裁判所に委ねるのは例外である。

こうした一連の裁判も、特許法改正を含め、職務発明のための合理的な制度づくりに向けた過渡期における産みの苦しみのためであろう。技術者を取り巻く雇用環境の変化に伴い、やる気を引き出すための仕組みも変わらざるを得ない。もちろん成果給には評価・運用等に解決すべき点も残されているが、開発に成功した技術者が金銭的に報われる時代も近いのではないか。そしてその影響は企業研究者だけに留まらず、やがては大学教員へも及ぶこととなる。

古きよき「プロジェクトX」の時代はもはや遠いとの思いを禁じえない。

松本直樹(まつもと・なおき)

理論経済学専攻。主な著書として、『労働者管理企業の経済分析』(勁草書房、二〇〇〇年)など多数。

私のこの一冊

和魂洋才の系譜

内と外からの
明治日本

平川祐弘著

『和魂洋才』 江藤 淳
 著者平川祐弘氏は、まことに「和魂洋才」の人である。六年の永きにわたって欧州の地に学びながら、単なる「西洋がふれ」になることをいさぎよしとせず、ひるがえって「日本とは何か」という自問に深く思いをひそめた。本書は

『和魂洋才の系譜』

平川祐弘 著

河出書房新社（1971年発行）

わたくしたちがヨーロッパに留学したのは、もう四〇年も前の頃であった。一ドル＝三六〇円の固定レートで、為替管理がきびしく、留学生に許された外貨の持出額が三〇〇ドルだった。しかし、わたくしはこの三〇〇ドルを買って日本円がなく、父から手切金（がわり）にもらった一〇〇ドルを虎の子にして、イタリアに渡った。奨学金は八万リラで、イタリアでは、当時、まだ中流家庭にはいた女中さんの給料だった。それでも、研究室でほとんどの時間を過ごしていた留学生にとってはまずの額で、お金のことを考えないで日を送れたのは、今日にいたるまでこの時代だけである。このことだけでも、わたくしには、留学は「旧き良き時代」であった。この頃はまだ「旧き」時代であったから、なんのために異国にきて異人の学問を学ぶのかをよく考

えた。出発前念頭にあった「脱亜入欧」という言葉は、冬の夜寒に一人夕食をすませて宿に帰る途中、だんだん実感を失っていった。このことは、わたくしたちが日頃仕事にしている比較法というもののへの疑念につながっており、なかなか厄介な問題であった。

帰国後も、このような精神状態で暗中模索だったとき、偶然めぐりあったのが本書である。この書物の中心をなすのは、形の上では森鷗外の研究であるが、「内と外からの明治日本」という副題がついているように、内容的には広く明治時代のわが国知識人の精神的自己認識を考察している。彼らの精神状況は、著者によれば、「徳川時代の日本人とは同じとはいえず、さりとて西洋人でもなく、いわば混血児に似た一種の精神上的不安定」と表現されるものであった。

こうした状況のなかで、留学から帰った鷗外は、自分を「洋行帰りの保守主義者」と呼んだ。洋才の人森鷗外は、安直に欧化主義に与することはせず、胸中つねに己の魂をいだきつづけ、「アラユル外形的取扱ヒヲ辞（シ）」、森林太郎トシテ死（シタ）」。別の言い方をすれば、鷗外は、国外のいずこかにモデルを求め、それを無批判に模倣するやり方を

排斥した。ドイツ時代、彼はすでに「ForschungノFruchtヲ教ルノ期ハ去レリForschungヲ教ユベシ」とノートに書きとめていた（注）。

以後、わたくしにとって、「和魂洋才」が比較法研究の方法になったが、このような天啓をささげてくれたこの本は、忘れがたい恩人の一人である。

（注）ドイツ語でForschungは研究の意、Fruchtは果実、成果の意。文意は、「（日本において）学問研究の果実を教える時期は去った、学問研究そのものをこれからは教えるべきだ」（『和魂洋才の系譜』二三頁より）。（編集部注）



山口浩一郎

（やまぐち・こういちろう）

中央労働委員会会長

Profile

1936年生まれ。1960年東北大学法学部卒業、横浜国立大学経済学部助教授、上智大学法学部教授をへて、現在放送大学教授。中央労働委員会会長を兼任。